

## 川崎市障害児・者移動支援事業実施要綱

(制定)

平成18年9月15日  
18川健障福419号  
健康福祉局長専決  
(最近改正)

平成30年7月1日  
30川健障福413号  
市長決裁

(目的)

第1条 本事業は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条第1項第8号に規定する移動支援事業として、屋外での移動に困難がある障害児・者を対象に、外出のための支援を行うことにより、地域での自立生活及び社会参加を促進するために実施する。

(実施の方法)

第2条 本事業の支給決定を受けた障害者及び障害児の保護者（以下「支給決定障害者等」という。）が、市長が指定する移動支援事業者（以下「指定事業者」という。）からサービスを受けたときは、移動支援費を支給する。移動支援事業は、移動支援費の支給とする。

(利用の対象)

第3条 本事業のサービス受給対象者は、原則として、市内に居住し、次の各号のいずれかに該当する障害児・者とする。

- (1) 重度の視覚障害者であって、障害支援区分1以上の者
- (2) 脳性マヒ等全身性障害者（車いす常用者）であって、障害支援区分1以上の者
- (3) 知的障害者であって、障害支援区分1以上の者
- (4) 屋外での移動に困難がある、重度の視覚障害または脳性マヒ等全身性障害を有する障害児
- (5) 屋外での移動に困難がある知的障害児
- (6) 精神障害者であって、障害支援区分1以上の者
- (7) 難病等患者であって、障害支援区分1以上の単独で移動が困難な者
- (8) 上記各号の対象者と同等に、本事業の利用が必要と認められた者

2 前項第4号及び第5号の障害児にあつては、原則として、学齢児以上を対象とする。ただし、中学3年生までは、当該障害児の保護者を伴うことを原則とするが、次の各号のいずれかに該当するときは、保護者の付添いを要せず、本事業による支給の対象とする。

- (1) 保護者等の就労により当該障害児を養育できない時間帯であって、障害児タイムケア事業等を利用できないとき。
  - (2) 保護者等の疾病等により当該障害児に付き添ってサービスを利用することができないとき
- (利用の制限)

第4条 前条の規定に関わらず、サービス受給対象者が、次の各号のいずれかに該当するときには、原則として、本事業によるサービス提供を受けることができない。

- (1) 法による重度訪問介護または重度障害者等包括支援を受けているとき。
  - (2) 法による行動援護を受けているとき。
  - (3) 法による同行援護を受けているとき。
  - (4) その他サービス提供することが不相当と認められるとき。
- (対象となる外出)

第5条 本事業の対象となる外出は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等社会参加のための外出
- (2) 通学又は通所

ただし、通勤・営業活動等の経済的活動にかかる外出や、社会通念上本事業を利用することが適当でないと認められる外出については、本事業によるサービスを提供しないものとする。また、車両等を利用して外出する場合にあつては、公共交通機関を利用した場合の外出を対象とするものであり、事業者が提供する車両等による外出は、本事業の対象とはしない。

2 次に掲げる外出及びこれに準ずる外出は、別に定める場合を除き、本事業の対象としない。

- (1) 指定移動支援事業者が提供する場所において、当該事業者が介護、見守り、余暇活動等のサービスを提供することを前提とした外出
  - (2) 指定移動支援事業者が企図する外出
  - (3) その他、障害児・者の社会生活上不可欠な外出または余暇活動等社会参加のための外出として不相当と認められる外出
- (サービスの類型)

第6条 本事業によるサービスの類型については、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 個別的支援が必要な場合のマンツーマンでの支援（個別支援）
  - (2) 複数の障害者に対する同時支援（グループ支援）
  - (3) 通学又は通所のための支援が必要な場合のマンツーマンでの支援（通学・通所支援）
- (申請)

第7条 支給決定を受けようとする障害者及び障害児の保護者（以下「利用者」という。）は、居住地を管轄する区長に、川崎市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する

ための法律施行細則（平成18年川崎市規則第61号。以下「細則」という。）第3条に規定する介護給付費等支給決定申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書により申請しなければならない。

（調査及び支給決定）

第8条 前条の定めにより申請を受けた区長は、法第20条から第27条までの規定に準じて支給決定するものとする。

2 区長は、申請者に対し、支給決定をしたときは、細則第4条に規定する支給決定通知書兼利用者負担額減額・免除等決定通知書により、支給しないことを決定したときは、同条に規定する却下決定通知書により、利用者に通知するものとする。

（サービス標準量）

第9条 1カ月あたりのサービス標準量は、「社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等社会参加のための外出」は40時間とする。

2 前項の標準量を超えるときは、居宅介護等利用内訳書により、サービスの利用状況にかかる内容を区長に申告し、審査を受けなければならない。

3 通学・通所支援は、前2項とは別に、1ヶ月あたり46回まで利用することができるものとする。ただし、1日2回の利用を限度とする。

4 やむをえず緊急に利用する必要性が生じたときは、区長の判断により、臨時的にサービス支給量を増量し、当該利用が終了し次第、すみやかに元のサービス支給量に戻すこととする。

（受給者証の交付）

第10条 区長は、第8条第1項の規定により支給決定された者に対して、細則第5条に規定する障害福祉サービス受給者証（以下「受給者証」という。）を交付する。

2 受給者証には、費用負担額の有無、サービス支給量、支給期間を表示する。

（利用の方法）

第11条 支給決定障害者等は、支給決定を受けたサービス支給量の範囲内で、直接、事業者を利用申し込みを行い、サービスを受けるものとする。

2 支給決定障害者等は、サービスを受けたときは、別表1に基づき算出されたサービス費用から移動支援費の額を控除した額を、サービスの提供を受けた事業者に支払うものとする。

3 同一の月における利用者負担額については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号、以下「施行令」という。）第17条の規定に準じる。

また、利用者負担額の算定に用いる市町村民税額（所得割）については、次の各号に基づいて算定するものとする。

(1) 平成22年度改正前の16歳未満の扶養控除及び16歳以上19歳未満の特定扶養控除を適用する。

(2) 川崎市寡婦(夫)控除のみなし適用に関する運用を定める要綱に規定するみなし適用を考慮する。

(3) 平成30年度以降、市民税賦課期日に指定都市に住所を有していた者の市町村民税所得割額は、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律(平成29年法律第2号)第1条による改正前の地方税法に規定する標準税率(6%)を用いる。

4 当該同一の月に受けた法第29条に規定する指定障害福祉サービス等に要した費用(特定費用を除く。)の合計額から、同条第3項の規定により算定された介護給付費及び訓練等給付費の額並びに細則第12条の規定に基づき算定された特例介護給付費及び特例訓練等給付費の合計額を控除して得た額と合計した額が、施行令第17条第1項に規定する額を超えるときは、その超えた額を、第13条第1項第1号にかかわらず移動支援費に加え、支給するものとする。

(準用)

第12条 法第7条から第12条までの規定は、本事業について準用する。

(移動支援費の報酬の算定等)

第13条 移動支援費の額は、別表1に基づき算出されたサービス費用に、次の各号の割合を乗じた額とする。ただし、第15条(2)に定めるエ及びコの資格を有する者が第5条第1項第1号の支援を実施したときには、別表1の報酬単位から100分の90を乗じた単位とする。(少数点以下四捨五入。以下この条において同じ)

(1) 「社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等社会参加のための外出」は、100分の90に相当する額

(2) 「通学・通所支援」は、他の支援が得られない状況であって、保護者の疾病・障害等やむをえない事情により、当該対象者の通学通所に付添うことができないとき、又は他の支援が得られない状況であって、冠婚葬祭等社会的にやむをえない事情により、当該対象者の通学通所に付添うことができないときは100分の90、他の支援が得られない状況であって、保護者の就労等、保護者の都合で当該対象者の通学通所に付添うことができないときは100分の50に相当する額

ただし、支給決定障害者等の月額負担額が10,000円を超えるときは10,000円を超えた額を、移動支援費の額とする。

(3) 前2号にかかわらず、令第17条第4項に規定する者は、100分の100に相当する額

2 支給決定障害者等が事業者から移動支援サービスを受けたときは、市は、当該支給決定障害者等が当該事業者を支払うべきサービス費用について、移動支援費として当該支給決定障害者等に支給すべき額の限度において、当該支給決定障害者等に代わり、当該事業者を支払うことができる。

3 前項の規定により、事業者が移動支援費を請求するときは、介護給付費等の請求に関する省令(平成18年厚生労働省令第170号)に準じて請求するものとする。

4 第2項の規定による支払があったときは、支給決定障害者等に対し移動支援費の支給があったものとみなす。

5 市は、第2項の規定による支払に関する事務を国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会に委託することができる。

6 市は、事業者から移動支援費の請求があったときは、法29条に準じて及びサービスを提供したことを証明する物件に照らして審査の上、支払うものとする。

7 サービス提供者が第5条第1項第1号の支援を実施する際、次号における身体介護及び行動にかかる介護を実施したときには、第13条8項で挙げる単位をそれぞれ加算することができる。

(1) 身体介護（身体介護Ⅰ）：身体介護（排泄介護、食事介護、衣類着脱、入浴介護）を実施した場合

(2) 行動にかかる介護（身体介護Ⅱ）：区分3以上の知的障害者、精神障害者が行動する際に予防的対応、制御的対応を実施した場合

8 前項で述べた加算できる単位数は、別表2のとおりとする。ただし、第15条（2）に定めるアからオ及びケに定める資格を有する者が支援にあたることを原則とし、これ以外の者が当該支援を実施したときには、報酬単位の100分の50を乗じた単位とする。なお、加算については1回の利用にあたり2時間までを上限とする。

9 別表1の算定基準表の規定に関わらず、社会生活上必要不可欠な外出の1日あたりの7時間以上の報酬単位は、別表3のとおりとする。

10 指定障害福祉サービス又は指定障害者支援施設を市外において利用するために支給決定を受けた障害者又は障害児が本事業を利用した場合は、市外地域生活支援事業実施要綱（平成18年川健障計第456号）に基づき、移動支援費を請求できるものとする。

（事業者の指定）

第14条 第2条の指定事業者の指定は、次項及び第3項に定めるところにより、移動支援事業を行う者による申請により、移動支援事業を行う事業所ごとに行う。

2 本事業によるサービスを提供する事業者については、次の各号のすべてに該当することを指定の要件とする。

(1) 第5条に基づくサービスを、安全かつ円滑に実施する体制が確保されていること。

(2) 移動支援に係るサービス提供にあたっては、コーディネーター等を設置し、必要な調整を行うことができること。

(3) 障害者児の福祉に対する知識と理解を有し、利用者の人権を尊重した対応ができること。

(4) サービス提供者にかかる新任従事者養成研修、現任従事者研修等を実施し、サービス実施水準の確保、及び資質、技術の向上等に努める体制が確保されていること。

(5) 川崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年条例第69号）第6条から第33条まで及び第35条から第43条までの

規定を満たしていること。ただし、同条例第12条（第5条（1）に該当する外出であつて第6条（1）に該当する類型の場合を除く）の規定は除くものとする。

- 3 前項に定めるもののほか、事業者の指定に関することは、法第36条第3項から第51条まで（ただし、第38条から第40条まで、第44条、第45条、第47条の規定は除く。）の規定を、指定移動支援事業者に準用する。この場合において、これらの規定中「都道府県」とあるのは「市」と読み替えるものとする。

（サービス提供者の要件）

第15条 本事業によるサービス提供者については、次のいずれにも該当することを要件とする。

- (1) 障害児・者の福祉に知識と理解を有している者  
(2) 障害児者の移動支援を安全かつ円滑に行うことのできる者で、次のいずれかに該当する者。

ア 介護福祉士

イ 実務者研修修了者

ウ 居宅介護職員初任者研修課程修了者

エ 障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了者

オ 介護職員初任者研修修了者

カ 重度訪問介護従事者養成研修課程修了者（全身性障害者及び全身性障害児への移動支援に限る。）

キ 行動援護従事者養成研修課程修了者（知的障害児者、精神障害者への移動支援に限る。）

ク 同行援護従業者養成研修（視覚障害児者への移動支援に限る。）

ケ 看護師又は准看護師

コ 川崎市移動支援事業等従事者養成研修課程修了者

サ 神奈川県ガイドヘルパー養成研修課程修了者又はこれに同等な研修を修了した者  
（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、健康福祉局長が定めるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

（事業者に関する経過措置）

- 2 施行日において、法による外出介護を提供している事業者及び川崎市障害児者地域生活サポート事業の委託を受けている事業者については、継続して本事業によるサービス提供ができる事業者とする。

(サービス提供者に関する経過措置)

- 3 施行日において、川崎市障害児者地域生活サポート事業における介護人（ふれあいサポーター）の養成研修を修了し、活動している者については、継続して本事業によるサービス提供ができる者とする。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年7月1日から施行する。

別表1 算定基準

移動支援（社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等社会参加のための外出）

個別支援		グループ支援	
サービス提供時間	報酬単位	サービス提供形態及び提供時間	報酬単位
30分以内	104単位	介助者1人に利用者2人の場合(1時間以内)	90単位
30分超1時間以内	195単位	介助者1人に利用者3人の場合(1時間以内)	70単位
1時間超1時間30分以内	273単位	介助者1人に利用者4人の場合(1時間以内)	60単位
1時間30分超2時間以内	343単位		
2時間超2時間30分以内	413単位		
2時間30分超3時間以内	483単位		
所要時間3時間超の場合483単位に所要時間から計算して30分を増すごとに70単位を加算した単位数		所要時間1時間超の場合1時間の報酬単価に所要時間から計算して30分を増すごとに70単位を加算した単位数	

通学・通所支援

サービス提供時間	報酬単位
1時間以内	100単位/回
1時間超1時間30分以内	150単位/回
1時間30分超2時間以内	200単位/回

\*1 算定方法については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の居宅介護の例によるものとする。

別表2 加算内容

加算内容及び報酬単位(30分ごと)			第15条(2)に定めるアからオ及びケに定める資格を有する者の場合	それ以外の資格を有する者の場合
身体加算I	個別支援	50単位	×100/100	×50/100
	グループ支援	30単位		
身体加算II	個別支援	50単位		
	グループ支援	30単位		

別表3 1日あたりの7時間以上の報酬単位

サービス類型	7時間以上の報酬単位
介助者1人に利用者1人の場合	1, 113単位
介助者1人に利用者2人の場合	1, 008単位
介助者1人に利用者3人の場合	988単位
介助者1人に利用者4人の場合	978単位